

フランスにおける 2007 年移民法 ―フランス語習得義務から DNA 鑑定まで―

鈴木尊紘 (国立国会図書館 調査及び立法考査局)

キーワード：フランス語学習義務、共和国的価値、DNA 鑑定、EPA、国籍法改正

1. 本発表の目的及び先行研究

フランスにおける移民政策は、左右政権が交代する度ごとに寛厳のジグザグ運動を繰り返してきた。私たちの記憶に新しいのは、2005 年秋にパリ北郊外に発生した移民 2 世、3 世による暴動であり、その暴動がフランス全土に波及したことである。この事件を契機にして、フランスにおいて移民の社会統合問題は、以前に増して重要な政治的イシューとなっている。

先行研究として、ジスカル＝デスタン大統領・バール首相によって制定された 1980 年法から、シラク大統領・ラファラン首相によって制定された 2003 年法に至る移民の隔離措置及びその背景を描写した浩瀚な論文 (高山 2007) がある。また、フランス社会の「平等性」を手がかりとしてその移民社会を描写した書籍 (宮島 2006) が既に存在する。しかしながら、ニコラ・サルコジ内相 (当時) が特に不法移民に対する強硬な態度を示した 2003 年法及び 2006 年法を土台にし、その法整備を完全なものとするという性格の強い 2007 年法については、我が国では紹介が行われていない。

したがって、本発表の目的は、フランスにおいて 2007 年に制定された移民法 (移民の抑制、統合及び底護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律 2007-1631 号) を詳細に読解し、当該法律のポイントである、入国しようとする移民へのフランス語習得及び共和国的価値理解義務、並びに家族呼び寄せを行おうとする移民への DNA 鑑定の 2 点を詳述することにある。

2. 入国前のフランス語習得及び共和国的価値理解義務

2007 年法で第 1 に注目しなければならないのは、フランスで 3 か月を超えて長期に滞在しようとする場合、特に、外国人が家族呼び寄せによって、フランスに移住しようとする場合には、入国前 (入国ビザ取得前) に、フランス語習得義務 (2007 年法第 1 条) 及び共和国的価値の理解義務 (第 10 条) を課すという規定である。こうした規定を設ける理由としては、以前からあった「受入・統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration)」はフランス入国後のフランス語習得義務を課していたが、フランスに入国し、生活を始める際にもフランス語の習得は不可欠であり、移民の社会統合を効果的に進めるためには、入国以前のフランス語の研修とその試験が必要であると考えられたためである。また、フランス入国後、受入・統合契約の枠内でフランス語研修を受ける外国人が、その研修を何回も欠席するなど熱心さに欠ける場合には、政府は滞在証の更新を拒否することができるが、こうした制裁措置は、欧州人権条約第 8 条に照らして考慮すると、実行するのは困難な措置であることが明らかとなっている。こうした理由によりフランス入国以前のフランス語習得義務が課せられた。

また、共和国的価値の理解もフランス長期滞在の条件となっている。共和国的価値とは、男女平等やライシテ (政教分離)、さらに、フランス第 5 共和国憲法第 1 条及び第 2 条に提示される、出生、人種及び宗教による非差別、法の下での平等等の理念も含まれると説明されている。しかし、共和国的価値それ自体は、必ずしも明確なものではない。当該価値の理解義務は、そもそも 2006 年法第 45 条に規定されているが、この法律の制定時点でも左派議員が問題視した概念である。このことにかんがみ、政府も共和国的価値の理解に関する判断が、審査する者の主観的判断に陥らないようにすべきとの見解を示している。

3. DNA 鑑定の実施

2007年法の第2のポイントは、フランスに既に親が正規に滞在しており、かつ、その親が国外にいる子を呼び寄せる場合、又は親が子を連れてフランスに入国し、長期に滞在しようとする場合、この親と子との血縁関係を明らかにする必要があると判断された際には、DNA鑑定を実施するという規定(第13条)である。こうした規定を設ける理由としては、アフリカ諸国を中心として、親と子の血縁関係を証明する身分証明書の偽造が非常に多いという現状があるからである。また、こうした血縁関係をDNA鑑定で証明するという手段は、ヨーロッパ各国では珍しいことではないという事実があるからである。ヨーロッパ諸国でDNA鑑定を採用している国は、11か国にのぼっている。2007年法では、このDNA鑑定は試行の段階であり、この試行は遅くとも2009年12月31日をもって終了するとされている。また、こうした鑑定の態様につき、委員会を設け、毎年評価を行うことが定められている。そして、その委員会がDNA鑑定の継続的実施を最終的に判断することになる。しかし、左派議員を中心として、家族は血縁だけによって成立するものではなく、血縁に拠らない家族構成もあるはずだという主張によって、この第13条が規定するDNA鑑定には批判が寄せられていることも事実である。

4. 我が国へのインプリケーション

フランスにおける2007年移民法が我が国に与える示唆として、以下の2点があると思われる。

- ・入国前の日本語習得及び日本的価値理解義務についてである。インドネシア及びフィリピンとのEPA(経済連携協定)によって、看護師・介護士が来日している。彼ら/彼女らは、日本に入国後6か月の日本語研修を受け、さらに、病院や介護施設で働きながら、看護師は3年間、介護士は4年間で日本の国家試験に合格する必要がある。しかし、このように高い日本語能力を求めることに対しての是非がある。フランスは移民の社会統合の観点から入国前のフランス語習得を義務化した。今後日本において、現行システムのようなハードルの高い言語習得を課すべきなのかどうか検討する必要がある。
- ・DNA鑑定についてである。第170回国会(臨時会)閣法第9号「国籍法の一部を改正する法律」が制定されたが、これは、日本人と外国人の子の国籍取得に関し、「父母の婚姻」を削除して「父親による認知」だけにするという内容である。2008年6月、最高裁が、父母の婚姻を国籍取得要件とすることを違憲とした判断を下したことを受けた改正であった。しかし、当該法律が制定される際に、偽装認知等が生じる可能性があるとして、「父子関係の科学的な確認方法を導入することの要件及び当否について検討すること」との付帯決議が出された。フランスにおいては、上述のとおり、DNA鑑定が実施されつつあり、これはヨーロッパ諸国ではスタンダードになりつつあるが、我が国で導入を検討すべきなのかどうか考慮する必要がある。

【参考文献】

- ・高山直也(2006)「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『外国の立法』230号(国立国会図書館)
——(2007)「フランスにおける不法滞在者の隔離措置の変遷」『外国の立法』233号(前掲)
- ・浪岡新太郎(2007)「フランス・ムスリム市民による熟議デモクラシー」小川有美編『ポスト代表制の比較政治:熟議と参加のデモクラシー』(早稲田大学出版部)
- ・宮島喬(2006)『移民社会フランスの危機』(岩波書店)
- ・Wiewiorka, Michel(1998) *Le racisme, une introduction* (La Découverte)
——(2004) *La violence* (Éditions Balland)